

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野 進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

平成25年9月24日

準備書面(4)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山内 喜



同

茅根熙



同

春原



同

江口正



同

池田秀



同

長原



同

八木



同

濱松慎



同

川島



原告ら平成24年9月28日付け第1準備書面（請求原因の補充）に対する被告の認否（原告ら平成25年6月28日付け第12準備書面への対応を含む。）は、以下のとおりである。

1 「1 志賀原発直下に活断層が存在すること」に対する認否

次の①ないし③は認め、その余は知らないし争う。

①本件原子力発電所敷地内には、S-1からS-8までシームが認められること

②平成24年7月に開催された原子力安全・保安院第19回地震・津波に関する意見聴取会において、本件1号機の敷地に認められるS-1が活断層である旨の意見が出されたこと

③S-1からS-8のシームがほぼ同じ時期に形成されたものであること

なお、答弁書（平成24年9月26日付け）58、59頁で述べたとおり、志賀1号機運転差止訴訟第一審判決は、本件原子力発電所の敷地内に発見されたシームについて、「いずれも第四紀後期の活動性に関して問題となるものではないとした被告の判断が、不合理なものとは認め難い」と判示している。

2 「2 活断層の上に原発を設置することが禁止されていること」に対する認否

いずれも争う。

「発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き」を原子力安全委員会が了承したのは、平成20年（2012年）12月10日ではなく、同年12月20日の誤りである。

また、同手引きには、正しくは「耐震設計上考慮する活断層の露頭

が確認された場合、その直上に耐震設計上の重要度分類Sクラスの建物・構築物を設置することは想定していない」と記載され、また、その解説として「耐震設計上考慮する活断層の露頭が確認される場合、その活断層の将来の活動によって地盤の支持性能に重大な影響を与えるような断層変位が地表にも生じる可能性が否定できないこと」と記載されている。

前記1でも述べたとおり、そもそもS-1は耐震設計上考慮する活断層ではなく、耐震設計上重要な建物である本件原子力発電所の原子炉建屋が活断層上に設置されることにはならない。

3 「以上のとおり」からはじまる文章に対する認否

いずれも争う。

前記1、2で述べたとおり、原告らの主張は前提事実において誤りである。

4 本件原子力発電所敷地内シームの調査報告に基づく主張の予定

被告は、シームに係るこれまでの調査結果をさらに充実するために、平成24年8月より追加調査を実施しており（答弁書58、59頁）、これまで、平成24年12月及び本年6月に、それぞれ報告書を原子力規制委員会に提出している。

被告は、かかる調査の最終報告書を原子力規制委員会に提出する予定であり、今後、この調査結果及び原子力規制委員会での審議状況を踏まえた上で、あらためて敷地内シームに関する主張立証を行う予定である。

以上